

ミツヒロニュース



夏本番ですね。宮本武蔵の「五輪書」に①バランス感覚を磨く②勝敗はリズムが決まる③タイミングをわかむと記され、リズム・タイミング・と攻めと守りのバランスを常に考え実践することが重要であると説いています。自分のバランスなどが崩れた時には、より良いリズムを持っている人と接して共鳴しながら修正することか、調子を取り戻す秘訣ではないでしょうか。 光彦 昌史

今月のトピックス

- ◇年金事務所等の事業所調査
- ◇退職時の社会保険料の考え方
- ◇印鑑は命の次に大事
- ◇イザというとき慌てない
税務調査の基礎知識(39)
「退職金を見据える」
- ◇今月のお勧めセミナー
税務・会計セミナー
「上手な税務調査の受け方」
- ◇あしがき
野上映会
「夕凧の街 桜の国」

年金事務所等の事業所調査

◆社会保険の算定基礎届に関する調査

毎年、年金事務所で7月に算定基礎届提出の際に行われている調査は、今年も例年通り多くの企業が対象として選ばれます。4年(場所によっては6年)の間に全国の年金事務所は管轄の企業を一通り調査しますので一昨年、昨年と選ばれなかった企業も今年か来年に選ばれる可能性があります。

◆行政機関にも横のつながりが

近年の行政の調査においては年金事務所の算定基礎届に限らず、労働基準監督署でも頻繁に行われています。今まで縦割りと言われていた行政の機関ですが、これまでのものとは若干異なり年金事務所と労働基準監督署による合同調査が行われるケースも見受けられるようになりました。合同とまではいかなくとも、例えば外国人労働者に関してハローワークと入国管理局、年金記録については年金事務所と市区町村が連携を見せており、社会保険未加入事業者は年金事務所と法務局を通して登記情報の提供を受け始めている等、共有化が進められています。年金事務所はハローワークや地方運輸局の社会保険加入状況を受ける事ができるので以前より社会保険未加入事業者の把握は早くなっています。

◆自主的加入と強制加入の違い

国土交通省は建設業者の社保加入率の低さが大きな問題となっている事から、平成29年までに100%の事業者が社会保険加入するよう指導を始めています。建設業許可や更新時、現場立入検査、経営事項審査の際に社会保険加入状況を確認し未加入であれば加入の指導をし、自主的な加入を促しています。指導にもかかわらず未加入のまましていると不適切な事業者とみなされ、職権により加入させられる場合があります。建設業に限らず、会社が自主的に加入する時は受付の日からの加入となりますが、強制加入させられた時は最長2年の遡及加入となるので社会保険料も遡り払いで、その負担は非常に大きいものとなってしまいます。

調査があるから加入すると言うものではありませんが、マイナンバー制度導入で法人番号が行政の横のつながりで分かり易くなると調査の範囲も広げられてくるかもしれません。

— 退職時の社会保険料の考え方 —

入社時の保険料控除開始時期と同様に重要になるのが、退職時の最後の給与で社会保険料を控除するか？という問題です。そもそも毎月の社会保険料(健康保険料、介護保険料および厚生年金保険料)は、事業主が被保険者である従業員の給与から控除することにより徴収し、事業主負担分を併せて納付期限(対象月の翌月の末日)までに納付する義務があります。社会保険料は月単位で徴収し、原則として、資格喪失日(退職日の翌日)が属する月の前月分までかかることになっているため、退職日と資格喪失日の関係により、最終的に社会保険料を徴収しなければならない月が変わることがあります。

そこで以下では具体的なケースを挙げて、退職時の社会保険料の考え方を解説します。

【ケース1】 8月30日に退職する場合

この場合、退職日の翌日、つまり8月31日が資格喪失日となるため、資格喪失日が属する月(8月)の前月(7月)まで社会保険料がかかります。



⇒8月は丸1ヵ月加入していないため、8月分の社会保険料については徴収しない。

【ケース2】 8月31日に退職する場合

この場合、退職日の翌日、つまり9月1日が資格喪失日となるため、資格喪失日が属する月(9月)の前月(8月)まで社会保険料がかかります。

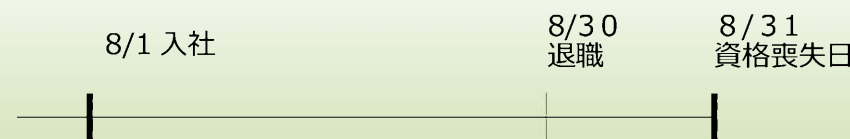


⇒8月は丸1ヵ月加入しているため、8月分の社会保険料については徴収する。

前述の通り、実際には退職日の違いは1日にも関わらず、社会保険料は1ヶ月分の違いが出てくるケースが発生します。そのため給与計算時には、社会保険料の徴収間違い、漏れがないように注意しなければなりません。

【ケース3】 8月1日に入社し、8月30日に退職する場合

ケース1および2の例外として、入社月と同一月に退職となった場合には、加入月の社会保険料が発生することとなっています。



⇒この場合、8月分の社会保険料を徴収する必要がある。

なお、雇用保険料については、月単位ではなく、支給した給与額に雇用保険料率を乗じることにより算出するため、社会保険料と混同しないように注意しましょう。

印鑑は命の次に大事

日本は、他国に比べて同質の民族であるためか、昔から相手に対する警戒心が薄いといえるのではないのでしょうか。それに、狩猟民族のように、単独で行動するのではなく農耕民族であるから、お互いに協力しあって団体行動をとらざるを得ません。それに、単一の言語であることも手伝って相手を信頼し、すぐに分かり合える土壌ができてきたのではないかと思います。

あうんの呼吸や、相手の信頼関係の上に成り立つ社会の上下関係なども、歴史的産物であることは間違いのないでしょう。

そのような背景もあってか、課長や営業所長が、部下の女子社員などに印鑑を預けておくケースを多く見かけます。営業所長が長く出張するような場合、全部の決裁書類を事前に目を通し押印するなどは、物理的に不可能といえるでしょう。

また、臨時の細かい出費などが発生することも考えられます。しかし、次のような事件を知ったとき、それでいいのかという反省が起きてくるはずです。

ある会社の営業課長は、印鑑を部下の女子社員に常時、預けておきました。あるとき、その営業課長が仲のよい経理課長と、会社の帰りに居酒屋へ寄りました。

そのとき、経理課長が言いました。「先日の△月○日に、君とここで飲んだよな。よりによって、その日に空出張の出金などやるなんて、君は無防備だよ」

営業課長は、「いや、空出張など出金票を切った覚えはない」と答えました。営業課長が後日、調べてみると、印鑑を預かった女子社員がときどき、空出張の伝票を作成し、預かった印鑑を押印して出金の上、着服していたことが分かりました。

そのほか、支払手形に勝手に押印して自分の口座に入金したり、誰も知らない契約書に会社印とともに課長印を押印したり、さまざまな不正が行われていました。

もしも、本人が会社を辞めてから発覚しても、契約書は有効なので、結局は課長が個人で弁済することになります。本人に求償しようにも、行方がわからないなどの悲劇が待っています。

支払手形なども、善意の第三者に渡ってしまえば、結局は印鑑を預けた人が弁済することになります。単に、一営業所の小口現金程度の不祥事を想定するだけでは甘過ぎるのです。

もしかすると、全財産を失うことにもなりかねません。印鑑を預けることは、〈自分の命〉を預けるほど、危険が待ち受けていることに思いを致さなければなりません。

さらに印鑑の保管場所も、いつでも誰にでも開けられるような鍵をかけない状態は、避けるべきです。なお印鑑は、印章のコピーで同じ印鑑は本人でも作成できません。しかし、一回り小さい(または大きい)サイズの印鑑は作成できるので、一回り別のサイズの印鑑を作成し、別のハンコ屋で元のサイズのものを作成してもらえば、同一印鑑を作成できます。何とも印鑑は恐ろしい問題を秘めているのです。注意をしてください。



(先見経済2006年4月15日号「重泉良徳の企業防衛相談室」より)



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 39. 「退職金を見据える」

以前、シリーズ 18. 「退職にそなえる」で、役員退職金設定の際の注意点について説明しました。そこでも少し触れましたが、役員報酬月額が、退職金の限度額を算出する際の一つの基準となるため、役員報酬を変更する（特に下げる）場合には注意が必要です。

退職金は一般的に次のような算式で計算されることになっています。

$$\text{役員退職金} = \text{最終報酬月額} \times \text{在任期間} \times \text{功績倍率}$$

※在任期間：役員に就任してからの年数。

※功績倍率：一般的に社長代表取締役で 3 倍程度

在任期間と功績倍率が固定だとすると、退職金は、最終報酬月額で決まるともいえます。

もうすこし、詳しく説明すると、数年前までは、会社の業績も良く、高額な役員報酬を支払っていましたが、近年の業績悪化により、銀行借入をするため社長の報酬を極端に低くし、利益ができるようにしていました。しかし、社長の体調が悪化し、退任しなければならない状況になってしまいました。

ここで、最終報酬月額が 10 万円など、かなり低い金額になっていると、30 年間働いていても、

$$10 \text{万円} \times 30 \text{年} \times 3 \text{倍} = \text{退職金} 900 \text{万円}$$

ということになってしまいます。

日本の税制では、退職金に課される税金は安く、退職金を多く支給することが節税メリットにもつながり、役員退任後の生活の糧にもなります。

もっと退職金を支給したいと思っても、税務調査で否認されるリスクを考えると、限度額を大幅に超えて支給することは難しいといえます。

法人のことを考えて役員報酬を減額したことにより、退職金を多く支給できないという不測の事態を招く可能性もありますので、報酬を安易に増減させず、現時点での適正額を慎重に考える必要があるのです。

参考文献： ■ゆりかご倶楽部 ■先見経済 2006 年 4 月 15 日号「重泉良徳の企業防衛相談室」

今月のお勧めセミナー

第 3 回 税務・会計セミナー

税務調査は怖くない！「上手な税務調査の受け方」

今回のセミナーでは、①税務調査の基礎知識 ②税務調査の実際 ③調査官は「何を考え、何を調査するか」などの項目を盛り込み、元税務署 特別国税調査官 藤原 孝行氏 を講師に迎え現場経験者の視点から実務に役立つ話をして頂きます。是非ご参加ください。

(開催日 7 月 7 日 (火) セミナー概要は、ピンクの案内チラシをご覧ください。)

あとがき

下田です。弊社が協賛企業として、支援している野外上映会が今年も開催されます。夏の一夜、家族や友人と、屋外の伸びやかな場所でゆったりと映画を鑑賞することで豊かな時間を過ごしてもらい、思い出作りのお手伝いが出来れば、とスタートしたポップラ劇場。被爆 70 周年のこの夏は、平和の願いを込めて、映画『夕凧の街 桜の国』が、上映されます。上映場所は、原作の舞台であり撮影現場にもなった基町の川岸です。是非、多くの方にご覧頂ければと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>



Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中!

